

多様化する、中国の知的財産権の侵害事件

2023年5月31日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

近時、中国の知的財産権の動きが活発である。それを受け、拙著の1月号では懲罰的損害賠償を紹介し、2月号では商標法改正案を紹介した。活発な動きは続き、4月の知的財産権開放デーには、新たに「検察機関 2022 年知的財産権保護典型事例」を公表された。本稿では、1月号及び2月号に続き、当該事例について紹介する。

2 事例

知的財産権保護典型事例のうち、商標関連の事例は以下の通りである。

第1例 浙江省杭州市玉皇区市場監督局による商標「エルメス」「LV」の独占登録権侵害の調査・処理

第14580986号「エルメス」は、エルメス・インターナショナルの第25類「衣服」及びその他の商品の登録商標であり、その独占権は2032年6月20日に失効する。

第241017号「LOUIS VUITTON」は、ルイ・ヴィトン・マレティエの登録商標で、第25類「外衣」その他の商品について、2026年1月14日までの独占的使用権を有する。

第5102806号「GUCCI」は、Groucho Gussy S. p. A. の登録商標で、「ツーピース・ガーマント」等の商品について第25類に属し、2029年6月13日までの独占的使用権を有する。

第75979号「CHANEL」は、「衣服」等の商品に関する第25類のCHANEL S. A. の登録商標である。この商標の独占的使用権は、2027年7月14日まで付与されている。

2021年12月21日、浙江省杭州市玉皇区市場监督管理局は、玉皇区梁祝街の神紅婦人服店が、インターネットを通じて、「エルメス」「LOUISVUITTON」「グッチ」「LOUISVUITTON」の商標偽造の疑いがある衣類を販売しているという報告を受けた。

2022年6月8日、ユーハン区公安局及びユーハン区市場监督管理局は、杭州市市場监督管理局の法執行官とともに、当事者のライブ会場及び倉庫を検査し、現場で国際的に有名なブランドの偽造が疑われる衣類製品及び商標ラベルを大量に押収した。「エルメス」を含む8ブランドの商標登録者または正規代理人が確認したところ、上記商品は模倣品であることが判明した。当該当事者が運営する「オリジナル単一工房欧米シルク婦人服」というオンラインショップは、オンラインショップにおいて、上記偽造ブランド服を市場価格より著しく低い価格で表示・販売した。関係者が運営するオンラインショップの累積売上高は1600万元近くに上った。

2022年3月21日、玉皇区市場监督管理局は、「行政法執行機関による犯罪容疑案件の移送に関する規定」第3条および「最高人民検察院公安部公安機関管轄の刑事案件の提訴基準に関する規定（II）」（2010年発行）第70条に基づき、事件を玉皇区公安局へ移送した

。公安当局は、上流と下流の容疑者 27 名に対して刑事強制措置を取り、4 つのデンを破壊し、数十万個の侵害標章と各種商品を押収し、その価値は 5000 万元以上であった。公安当局は、容疑者の起訴のため、この事件を調達当局に引き渡した。

第 2 例 安徽省馬鞍山市市場監督管理局が登録商標の独占使用権を侵害した事件

商標第 10487572 号は、上海君正工業有限公司の登録商標で、第 28 類「自動麻雀卓（機械）」及びその他の商品で、独占権の有効期限は 2033 年 4 月 6 日である。

2021 年 8 月から 9 月にかけて、馬鞍山市市場監督管理局は、報告に基づき、馬鞍山市華山区の貿易販売センターを検査したところ、登録商標を侵害する疑いのある麻雀台 8 台を発見し、商標登録者が侵害品として特定した。

その結果、当事者は異なる商標ブランドの麻雀機部品を多数購入し、独自に組み立てて販売していたことが判明し、上記部品にはブランドの純正麻雀機台枠が含まれていた。当事者の販売明細書には、商標が明記されていた。

当事者による組み立て式麻雀機の販売が登録商標の独占的使用権の侵害に当たるかどうかについて、本件を取り扱う機関は各レベルで要請を行い、国家知識産権局は次のように承認した。

- (1). 業界では、消費者の需要に応じて、異なる商標のテーブルフレーム、テーブル脚、モーターを組み立てて販売する商慣習があり、当事者の組み立て販売行為は商標権侵害に当たらないと認定することが適切である。
- (2). 当事者は、商標権者の許諾を得ずに、組立販売した麻雀機の売上伝票に商標を目立つように使用し、関係者に商標権者の許諾を得た販売店であると容易に誤認させた。
- (3). 当事者が商標権者の許可を得た販売店であると関連公衆に信じさせる可能性が高い状況であることで、商標権者の商標登録独占権を毀損する。

2022 年 8 月 4 日、馬鞍山市市場監督管理局は、事件の調査・処理と意見書の承認に基づき、当事者が組み立てた麻雀機を販売したことは商標法 57 条の商標侵害に該当すると判断する。商標法第 60 条 2 項に基づき行政処分を行い、当事者に違法行為の是正を命じ、罰金 22,000 元を科した。

第 3 例 広西チワン族自治区萍郷市市場監督管理局が登録商標の独占使用権を侵害した事件

商標番号 171188 は、中国北京同仁堂（集団）有限公司の第 5 類「中国伝統医学」の登録商標であり、独占権の有効期限は 2033 年 2 月 28 日である。

2021 年 12 月 28 日、広西チワン族自治区萍郷市市場監督管理局の法執行官は、中国（広西）試験的自由貿易区の粽子エリア内の商業都市で、「同仁牛黄清心万」「安公牛黄万」と書かれた医薬品とその外包材、医薬品を一度に発見した。「同仁牛黄青心萬」「安公牛黄萬」と表示された医薬品および医薬品包装材料、包装機械を一括して発見した。関係者であ

る黄は、2019年から無許可で医薬品の製造・運用に従事していたことが判明した。

法執行官は現場で、様々な種類と大きさの「同仁堂」安公牛黄丸と清心丸の錠剤1万1582個と、21万個以上の包装箱、銘板、説明書を押収し、総額は784万元に及んだ。梧州市食品藥品検査院は、中華人民共和国薬局方を参考に、当該医薬品の成分が国家薬品標準に規定されているものと一致しないことを確認した。

2022年1月28日、萍郷市市場監督局は、当事者の行為が登録商標の偽造および偽造医薬品の製造という犯罪を構成する疑いがあると判断し、本件を萍郷市公安局に送致した。萍郷市公安局は、2022年1月29日に捜査案件を開設した。

2022年4月以降、公安当局は南寧、貴平、貴港、栄賢、雷濱で偽造医薬品の製造・販売容疑者15人を逮捕し、偽造医薬品の製造・販売用のデン4つを破壊し、「安康牛黄丸」などの偽造医薬品の完成品・半完成品4万4587錠、価値2000万元を押収した。

第4例 上海市青浦区市場監督管理局が登録商標の独占権侵害事件

商標番号75811および商標番号972592は、Procter & Gamble社が第3類の「シャンプー」などの商品について登録した商標で、それぞれ2027年6月1日および2027年4月6日までの独占使用権を有している。専用使用権はそれぞれ2027年6月1日及び2027年4月6日までである。

商標第25183386号「Love Life」は、蘇州緑葉日用品有限公司の登録商標で、第5類「医薬品飲料」およびその他の商品で、独占的使用権は2028年7月6日に終了する。

2022年1月24日、上海市青浦区市場監督管理局は報告書に基づき、上海永嶺包装印刷有限公司の検査を実施した。関係者は、商標印刷業務登録書、商標登録証明書、商標使用許諾契約書、商標印刷許可書などの資料を提出することができなかった。法執行者は現場で、登録商標標識24種各70箱、総枚数36万枚以上、印刷機、自動型抜き機、シール機各1台を押収した。

青浦区市場監督管理局は、関係者が違法に商標印刷行為を行っており、商標法第57条4項の侵害行為に該当し、その金額は巨額で犯罪の疑いがあると判断した。

2022年10月28日、上海市青浦区人民法院は公開審理を行い、被告人である呂茂に懲役5年、罰金50万元を言い渡した。

第5例 湖北省荊州市公安県市場監督管理局、登録商標の独占使用権侵害事件

商標第1385942号および商標第1948357号は、第37類の「車両給油所」等の役務に関する中国石油化工有限公司の登録商標である。

商標第1385942号」及び「商標第1948357号」は、第37類の「車両用ガソリンスタンド」等の役務に関するChina Petroleum & Chemical Corporation Limitedの登録商標である。

第4638026号」は、第37類の「車両用給油所」等の役務に関するSinopec Sales

Company Limited の登録商標であり、独占権の有効期限は 2028 年 12 月 13 日である。

2022 年 3 月 9 日、湖北省公安県市場監督管理局の執行官は、荊州市市場監督管理局が照会した違法な手がかりに基づき、公安県中紅石化有限公司の曾福頭ガスステーションに対して立入検査を実施した。その結果、2022 年 2 月、ガソリンスタンドを装飾する際、関係者がキャノピーの軒先、縦型広告看板、ガソリンディスペンサーに以下の材料を使用していたことが判明した。

2022 年 2 月、ガソリンスタンドを装飾する際、当該当事者は、キャノピーの庇、縦型広告看板、ガソリンディスペンサーにロゴを使用した。当該ロゴは、文字や図形の配置、ロゴのデザイン、色の構成、全体的なイメージにおいて、登録商標と酷似していた。法執行官は無作為に 3 人の消費者にインタビューを行ったが、3 人ともこのガソリンスタンドを「Sinopet」のものだと勘違いしていた。

事件発生時まで、対象者は当該ガソリンスタンドを通じて合計 23718.96 リットルのガソリンと軽油を販売し、販売総額は 1 億 7459 万 6000 人民元である。調査中、対象者は侵害されたとされるロゴを削除し、自ら新しいロゴに差し替えた。

2022 年 5 月 26 日、公安県市場監督管理局は、ガソリンスタンドでの侵害ロゴの使用は商標法第 57 条 2 項の侵害に該当すると認定し、商標法第 60 条 2 項に基づき、当事者に 20 万円の罰金という行政処罰を課した。

第 6 例 重慶市渝中区市場監督局による登録商標「東子」の独占使用権侵害事件

商標第 18634764 号「Dongzi」と商標第 3278749 号は、いずれも 43 類の「レストラン」などの役務に関する王茂の登録商標であり、独占権の有効期限はそれぞれ 2027 年 5 月 13 日と 2024 年 2 月 13 日である。

2022 年 7 月、王母氏は重慶市渝中区市場監督管理局に、重慶東美祥老辣湯有限公司の商標権侵害を訴えた。

その結果、当事者は 2021 年 9 月に「東子老鍋」と書かれた店舗看板の使用を開始し、2022 年 3 月に「東子」と印字された注文メニューとスタッフエプロンの使用を開始したことが判明した。

2022 年 9 月 6 日、行政当局は両者間の調停を組織した。2022 年 9 月 7 日、渝中区人民法院は、調停契約の有効性を確認し、民事判決を下し、契約の両当事者は、調停契約で合意した関連義務を意識的に履行すべきことを明記した。本件は、重慶市における初の商標紛争であった。本件は、重慶で初めての商標紛争における調停合意の司法確認案件であった。

2022 年 10 月 21 日、渝中区市場監督管理局は、サービスにおいて他人の登録商標を無断で使用したことが商標法 57 条 1 項の侵害にあたりと認定した。

商標法第 60 条 2 項に基づき行政処分を行い、当事者に侵害行為の停止を命じ、罰金 3,000 元を課した。

第7例 広東省惠州市中海ハイテク産業開発区市場監督管理局が登録商標の独占使用権を侵害した案件

商標番号 12935531 は、北京愛和健康技術有限公司の登録商標で、第5類「医療診断用調剤」及びその他の商品であり、独占権は2024年12月27日に失効する。

2022年3月11日、一般からの通報に基づき、広東省惠州市中海ハイテク産業開発区市場監督管理局が公安当局と共同で、管轄する無名の工場に検査を行い、登録商標が付いた新型コロナウイルス抗原検査キットの完成品、付属品、包装箱、製造機械を現場で一括して押収した。当該商品は国外でしか販売されていないため、その金額を把握することは困難であった。行政機関は、商標登録者及び価格決定部門と調査・会計を行った結果、関与した商品の価値は469万人民元以上であると判断した。

2022年6月14日、惠州市中海ハイテク産業開発区市場監督管理局は、当事者である陳木綿が登録商標を偽造した疑いがあり、価値が大きく、状況が深刻であると判断し、行政処罰法27条および行政法執行機関による犯罪容疑事件の移送に関する規定3条に基づき、公安当局に事件を照会して処理した。惠州中海ハイテク区公安局は捜査案件を開説し、2022年6月23日に容疑者の陳と王を逮捕し、登録商標の偽造を自白した。

2023年2月9日、恵城区人民法院は一審評決を下し、陳木綿は登録商標偽造の罪で懲役4年6ヶ月、罰金5万元、王木綿は登録商標偽造の罪で懲役2年6ヶ月、罰金3万元を宣告された。この事件の関係者2名は、裁判所の決定に対して有罪を主張した。

第8例 江西省撫州市市場監督管理局、「FILA」の侵害登録商標専用権侵害事

本案は、国内外で商標権者が異なる一例として紹介された。

「FILA」/25類は、シンガポール萬京（IP）有限公司の登録商標である。当該登録商標は、当初の権利者のFila Sport S.p.a.（イタリア）から順送りされ、最終的に、中国大手体育服メーカー「ANTA」の子会社のシンガポール萬京（IP）有限公司に行き着いた。

江西省撫州市市場監督局は、通報に応じて検査したところ、1267着のFILA関連の衣服がタオパオ上の子供服販売店で販売された事実を知った。販売店は、WeChatを通じて模倣侵害品を購入して販売した。販売店は、タオパオ上で衣服の画像の商標部分をぼかし「有名ブランド工場の廃棄品」と紹介していた。販売店は、売買取引後、商標を付与した模倣侵害品を買い手に納品した。

かかる手法は、商標権侵害の回避策であり、ECサイト上の有名ブランド品の画像で時折見受けられるようになった。福州市市場監督管理局では、購入時点での商標の使用の事実がないとはいえ、納品済みの商品の商標をみた購入者にFILA商品と混同させ、市場に混乱を招いたとして、衣服の販売が商標権侵害に該当すると認定した。その結果、侵害行為の即時停止、売れ残った侵害品および違法収入の差止めと、600万元の罰金を命じた。

第9例 北京市東城区市場監督局が登録商標「NIKE」と「TAKEO」の独占使用権侵害事件

第4516216号「NIKE」は、第25類「衣料品」「靴」「サッカーシューズ」等の商標で、Nike Innovation Limited Partnershipの登録商標である。

第4516216号「NIKE」は、ナイキ・イノベーション・リミテッド・パートナーシップの第25類「衣料品」「靴」「フットボールシューズ」の登録商標で、2028年11月6日までの独占使用権を持っている。

第31033869号は、Shanghai Senseo Information Technology Co.の登録商標である。

Ltd.の「マーケティング」、「商品やサービスの買い手と売り手のためのオンラインマーケットプレイスの提供」などのサービスに関する登録商標で、2029年3月6日までの独占使用権を有している。

2021年11月12日、北京市東城区市場監督局は、北京市内の市場の露店がスポーツシューズを販売しており、登録商標「NIKE」の独占使用権を侵害しているとする報告を受けた。

その結果、2021年10月、関係者である陳木萌が1600元を支払い、訪問販売員から「NIKE」の商標ロゴが入ったスポーツシューズ100足を購入し、2021年11月12日までに5足を販売、95足を在庫していることがわかった。

上記スポーツシューズと「NIKE」のロゴが入った靴箱は、商標登録者により侵害疑義商品として特定された。本件スニーカーの箱には、「鑑定士が確認した新品・本物」と記載された鑑別書と「Get Stuff」のQRコードが添付されており、「Get Stuff」アプリの運営者である上海千成情報技術有限公司は、このQRコードから特定された。

2022年1月5日、東城区市場監督管理局は、侵害品の販売が商標法57条3項の侵害に該当すると認定し、商標法60条2項の行政処分を科し、侵害品のスポーツシューズを没収し、30,000元の罰金を科した。

3 まとめ

知的財産権保護典型事例では、上記の商標事例に限らず、特許事例、意匠事例、著作権事例、不正競争事例など、数多くの事例が紹介されており、多種多様な事件が生じていることがうかがえる。また、上記の商標事例では、第1例で示すよう著名ブランドの衣服の商標侵害や、第2例で示すよう組み立て部品の商標侵害などの従来からの事件のほか、第5例の店舗全体の商標侵害のような大規模な事件や、第6例の新型コロナに関する商標侵害のようなご時世を示す事件や、第8例の中国企業による海外企業の買収による商標侵害や、第9例のQRコードなどの情報通信技術を絡めた商標侵害など、日本以上に多種多様な事件が生じている。

このように、中国経済の発達に応じて、知的財産権の事件が多様化している。知的財産権の侵害を深く研究するには、皮肉にも中国で生じた事件に注目することが大切である。

以上